

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

12月12日熊本地震の雑損控除等についてのセミナーを開催します

4月14・16日の熊本地震により、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。さて、いよいよ確定申告のための準備をしなければなりません。そこで被災地を管轄する税務署では、市区町村等の共催により平成28年10月から12月にかけて事前に雑損控除計算書作成会等を開催し、確定申告期の混雑緩和を図ることとして熊本西、熊本東、八代、玉名、宇土、阿蘇、山鹿、菊池、大分、別府税務署で説明会が行われています。り災証明書の交付を受けられた方々に発送されていますので、是非行くようにして下さい。御願います。損失額を決定することは非常に難しいことです。その為、損失額が税務署、市町村で決定されれば、あとは雑損控除の計算が簡単になります。

まだの方は、必ずり災証明書の交付を受けて早めの対応を御願います。そこで12月12日標題のセミナーを開催しますので、奮ってご参加ください。

日時：平成28年12月12日(月)  
 受付13:00 開始13:30(～16:00)  
 場所：当事務所3F  
 演題：＜雑損控除他 確定申告について＞  
 ◇ マイナンバーと年末調整、確定申告について ◇  
 当事務所 代表社員  
 税理士 西田 尚史  
 費用：当事務所顧問契約のお客様 無料

お申込みはFAXかお電話で。  
 まずは別紙にてご確認下さいませ。

納付期限に注意！！

平成28年熊本地震の発生に伴い、国税通則法第11条及び同法施行令第3条第1項の規定に基づき、平成28年4月22日付国税庁告示により、熊本県について同月14日以降に到来する国税に関する申告・納付等の期限を延長する措置を講じられていましたが、最近の熊本県における被災後の状況や関係自治体の意向などを踏まえ、平成28年10月17日付国税庁告示により、延長期限の期日を、下記のとおりにすることとなりました。

ただし、この期日以降においても、平成28年熊本地震による災害等により申告・納付等ができない方については、個別に所轄税務署長に申請して、期限の延長措置を受けることができます。具体的には、所轄税務署長に対し、災害その他やむを得ない理由がやんだ日後、相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出していただければ、税務署長が指定した日まで期限が延長されます。

	地域	延長期日
熊本県	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、嘉島町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町、苓北町	11月30日(水)
	熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町、益城町	12月16日(金)

＜熊本県の方へ＞

(熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町及び益城町を除く。)

○ 振替納税のお知らせ

平成28年10月17日付国税庁告示第15号により熊本県(熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町及び益城町を除く。)の方につきましては、申告・納付等の延長期限の期日が平成28年11月30日に定められたことに伴い、延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

1. 申告所得税及び復興特別所得税

(1) 平成27年分確定申告

納期等の区分	納期限(当初)	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
確定申告延納	平成28年5月31日	平成28年5月31日	平成28年11月30日(水)

(2) 平成28年分予定納税

納期等の区分	納期限(当初)	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
予定納税第1期	平成28年8月1日	平成28年8月1日	平成28年11月30日(水)
予定納税第2期	平成28年11月30日	平成28年11月30日	同左

2. 消費税及び地方消費税(個人事業者)

(1) 平成27年分確定申告

納期等の区分	納期限(当初)	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
確定申告	平成28年3月31日	平成28年4月25日	平成29年1月16日(月)

○ 中間申告分に係る振替納付日について

中間申告が年1～11回必要な方は、基本的に当初の振替納付日から延長後の平成29年1月16日(月)が振替納付日となります。ただし、中間3回目と9回目の振替納付日は平成28年12月27日(火)となりますので、ご注意ください。

＜熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町及び益城町の方へ＞

○ 振替納税のお知らせ

平成28年10月17日付国税庁告示第16号により熊本市、西原村、南阿蘇村、御船町及び益城町の方につきましては、申告・納付等の延長期限の期日が平成28年12月16日に定められたことに伴い、延長後の振替納付日は、次のとおりとなります。

1. 申告所得税及び復興特別所得税

(1) 平成27年分確定申告

納期等の区分	納期限(当初)	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
確定申告延納	平成28年5月31日	平成28年5月31日	平成28年12月16日(金)

(2) 平成28年分予定納税

納期等の区分	納期限(当初)	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
予定納税第1期	平成28年8月1日	平成28年8月1日	平成28年12月16日(金)
予定納税第2期	平成28年11月30日	平成28年11月30日	

2. 消費税及び地方消費税(個人事業者)

(1) 平成27年分確定申告

納期等の区分	納期限(当初)	振替納付日(当初)	振替納付日(延長後)
確定申告	平成28年3月31日	平成28年4月25日	平成29年1月16日(月)

○ 中間申告分に係る振替納付日について

中間申告が年1～11回必要な方は、全て当初の振替納付日から延長後の平成29年1月16日(月)が振替納付日となっています。

(有)未来経営 大塚博文の独立応援  
 ご支援、ご協力お願い申し上げます

このたび大塚博文が平成28年10月31日付で退職し、独立しますので、パソコン関連業務についてはすべて引き継ぎさせることに致しました。つきましては11月1日以降は下記のところに御連絡下さいますようお願い申し上げます。

〒869-1235 熊本県菊池郡大津室2-1  
 熊本電算システムサポート 大塚博文  
 TEL:080-5200-5871  
 Email:h\_otsuka@msd.biglobe.ne.jp

永い間、当社にご厚情を賜り、誠に有難く厚く御礼申し上げます。

平成28年11月1日  
 有限会社未来経営  
 代表取締役 西田 尚史

## 厚生年金保険

### 厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定

平成28年10月1日より、厚生年金保険の現在の標準標準月額の最低等級(第1級・9万8千円)の下に、新たな等級(8万8千円)が追加され、下限が引き下げられます。

※健康保険及び船員保険の標準報酬月額最低等級(第1級・5万8千円)については変更ありません。

＜改定前＞

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(旧)第1級	98,000円	101,000円未満

＜改定後＞

月額等級	標準報酬月額	報酬月額
(新)第1級	88,000円	93,000円未満
(新)第2級	98,000円	93,000円以上 101,000円未満

『厚生年金保険の標準報酬月額下限該当者の取り扱い』

厚生年金保険の標準報酬月額下限改定に伴い、平成28年9月30日以前からお勤めの次の方に対して、平成28年10月中に管轄の年金事務所より事業主または船舶所有者に改定通知書を送られる予定です。

- ・改定後の新第1級に該当する厚生年金保険被保険者
- ・改定後の新第1級に該当する70歳以上被用者

なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主または船舶所有者からの届出は不要です。

## 年末調整、早めに準備をお勧めします

今年も年末調整の時期を迎えます。もう生命保険会社から控除証明書がお手元に届いているかと思しますので、早めの準備をよろしくお願ひ致します。

扶養控除等申告書には、今年からマイナンバーの記載が求められます。お手元にあるマイナンバーカード又は通知カードなどで確認して下さい。配偶者や子供のマイナンバーも必要となります。

通知カードを紛失した方は、市区町村の窓口で再交付の手続きができます。しかし、申請から交付まで1ヶ月~2ヶ月くらいかかるので、急ぐ場合には個人番号が記載された住民票を取得すれば、マイナンバーが確認できます。

すでに勤務先にマイナンバーを提出している場合は、申告書の余白に「提出済みの個人番号と相違ない」旨を署名すれば、今年の扶養控除等申告書にマイナンバーを記載する必要はありません。(出典:日本経済新聞 10/8号)

会社に提出	主な記入事項	用意しておくもの
扶養控除等申告書	給与所得者本人の世帯の状況 控除対象配偶者、子供等について	本人や家族のマイナンバー
給与所得者の保険料 控除申告書兼配偶者 特別控除申告書	・2016年に支払った生命保険料、 地震保険料	生命保険料控除証明書 地震保険料控除証明書
	・配偶者に103万円超141万円未満 の収入がある場合	配偶者の収入見込み額
	・20歳以上の子供の国民年金保険 料を支払った場合	日本年金機構からの社会保険料 控除証明書
住宅借入金等特別控 除申告書(住宅ローン 減税)	・個人型確定拠出年金に加入して いる場合	国民年金基金連合会からの掛金 払込証明書
	・住宅ローン年末残高	銀行などからの「住宅取得資金に かかる借入金の年末残高証明書」

## 九州農業経営研究会 主催 <定期講演会>

### 『農業に夢と希望を与える農地所有適格法人』

今回の講演は、第一部に熊本県益城町で頑張っておられます野菜農家(有)吉水農園 代表取締役 吉水孝道様に儲かる農業経営とはどういうことなのか?復興農業法人の物語り。農業経営を成功するためにいかにして困難を乗り越えてきたか、事業承継についてを合わせてお話し頂きます。第二部では、就労支援の分野でご活躍されております熊本県出身の(株)えと菜園 代表取締役 小島希世子様に御講演頂きます。「横浜ビジネスグランプリ2011 ソーシャル部門」で最優秀賞を受賞、ご自身の著書「ホームレス農園」を出版。現在、就労支援プログラムの参加者と人手不足に悩む農業法人とのマッチングする取組をされる等、精力的にご活躍されている方です。講演終了後、交流会を予定しております。講演会は無料です。この機会に皆様奮ってご参加くださいませ。

日 時:平成28年11月18日(金)  
受付13:00 開始13:30(~17:00)  
第一部 <農業に夢と希望を語る~事業承継成功事例~>  
有限会社吉水農園 代表取締役 吉水 孝道 様  
第二部 <人手不足のいま!雇用問題をどう解決するのか>  
株式会社えと菜園 代表取締役 小島 希世子 様  
場 所:メルパルク熊 本  
費 用:講演会 : 無 料  
交流会 : お一人様5,000円

お申込みはFAXかお電話で。まずは別紙にてご確認下さいませ。



チラシ配布希望者は  
担当者まで♪

## <企業シリーズ No. 241>

### <セブンイレブン熊本長嶺南6丁目店>

今回の企業シリーズでは、コンビニチェーンでお馴染みの、セブンイレブン熊本長嶺南6丁目店をご紹介します。

セブンイレブン熊本長嶺南6丁目店は、平成26年11月にオープンし、おかげさまで今月で2周年を迎えます。

これから寒くなる時期に嬉しい『おでん』や『肉まん』など多数取り揃えております。是非これからのシーズン、皆様の食卓に並べてみてはいかがでしょうか?

また年末年始用には、クリスマスケーキやおせち料理なども多数ご用意しています。店頭パンフレットがございますので、是非ご注文お待ちしております。

セブンイレブン熊本長嶺南6丁目店ではお近くの方々へ商品をお届けするサービス、セブンミールも行っております。お店から3km圏内でしたら配達にお伺い致しますので、お気軽にご注文くださいませ。

### 【求人情報】

パート、アルバイト募集中!!

6:00~9:00 時給800円  
9:00~13:00 時給750円  
13:00~17:00 時給750円  
17:00~22:00 時給750円  
22:00~6:00 時給900円

お気軽にご相談ください。

住所:熊本市東区長嶺南6-3-20(肥後銀行小峯支店 斜め向かい)

TEL:096-360-7739

担当:湯水



製作・発行:税理士法人 未来税務会計事務所  
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106  
Tel:096-368-2030 / Fax:096-368-4639  
<http://miraizeimu.com/>